

平成 28 年 9 月 6 日
事務連絡

都道府県・市町村
政令指定都市 水循環担当部局 御中
国の地方支分部局

**平成 28 年度先進的な流域マネジメントに関する
モデル調査実施団体の募集について**

内閣官房水循環政策本部事務局

「水循環基本法」(平成26年法律第16号)に基づき、水循環施策の取り組みを効果的に推進するために、当内閣官房水循環政策本部事務局では、平成28年度、先進的な流域マネジメント*を実施している団体を選定し、その活動を支援すると共に、他の流域にとって参考となる取り組み事例の収集、分析、整理を行うモデル活動の調査を実施することとしました。

つきましては、以下の要領により本調査に協力して頂ける団体を募集します。

※流域マネジメント

森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸地域等において、人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を良好な状態に保つ、又は改善するため、様々な取り組みを通じ、流域において関係する行政などの公的機関、事業者、団体、住民等がそれぞれ連携して活動すること。

○応募期間

平成 28 年 9 月 6 日(火)～9 月 26 日(月)

○応募要件

1) 対象団体 他の流域にとって参考となる次のような活動を行っている、もしくは行う予定の協議会等の団体

- ① 水の貯留・涵養機能の維持向上をはじめ、水資源の保全に関して多様な主体が連携した取り組み
- ② 地域の関係者と協力した水循環に関する普及啓発、広報、情報発信の推進

これらの団体の活動から、特に連携の円滑化方策、資金確保方策、地域的広がりに発展させる方法、継続性のある取り組みにする方法のような活動へのヒントが抽出できることを期待しています。

- 2) 調査件数 2 団体程度
3) 調査期間 平成 28 年度 10 月中旬 ~ 平成 29 年 3 月下旬
4) 応募方法 別添様式に必要事項を記入の上、期限までにご提出ください。
（現在策定されている水循環に関する計画があれば添付、もしくは URL を様式に記載ください。）
5) 応募資格者 協議会等の団体に属している公的機関[地方公共団体(都道府県、市町村、特別区)、国の地方支分部局]に限ります。

○市区町村への送付のお願い

1) 都道府県担当部局を通じた市区町村（政令市を除く。以下同じ）に対する送付のお願い

今回のモデル調査実施団体の募集は、市区町村^(※1)も対象としておりますが、水循環事務局から市区町村には直接送付しておりません。

都道府県の担当部局におかれましては、大変お手数ですが、各都道府県内の市町村の水循環担当部局に対し、事務連絡の電子データ等を送付いただきますようご協力をお願い申し上げます。

なお、市区町村からの提出及び問合せは、水循環事務局に直接していただくことを基本^(※2)としております。

(※1) 区は特別区のみ。

(※2) 都道府県のご判断で、都道府県経由での提出でも差し支えありません。

2) 市区町村の送付先リストについて

上記 1) により、都道府県から市区町村担当者に事務連絡を送付いただいた際の送付先（水循環担当部局）のリストについて、支障ない範囲で、水循環事務局と共有していただけますよう、ご協力をお願いします。リストは、水循環事務局において今回の情報提供に係る連絡の必要がある場合に、担当者様に直接連絡させていただく際に使用いたします。

(提出先及び問合せ先)

担当者：内閣官房水循環政策本部事務局 正木、東郷、石黒

住 所：〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館

電 話：03-5253-8389（直通） F A X：03-5253-1582

E-mail：masaki-t2cz@mlit.go.jp、togo-t249@mlit.go.jp
ishiguro-j2ui@mlit.go.jp

※ メールにて提出または問合せいただく際には、上記 3 名にお願い致します。

国の地方支分部局 発送先一覧

【農地・農村関係】(9箇所)

農林水産省 東北農政局 農村振興部 設計課
 農林水産省 関東農政局 農村振興部 設計課
 農林水産省 北陸農政局 農村振興部 設計課
 農林水産省 東海農政局 農村振興部 設計課
 農林水産省 近畿農政局 農村振興部 設計課
 農林水産省 中国・四国農政局 農村振興部 設計課
 農林水産省 九州農政局 農村振興部 設計課
 内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 農村振興課
 国土交通省 北海道開発局 農業水産部 農業振興課

【森林関係】(7箇所)

林野庁 北海道森林管理局 計画課
 林野庁 東北森林管理局 計画課
 林野庁 関東森林管理局 計画課
 林野庁 中部森林管理局 計画課
 林野庁 近畿中国森林管理局 計画課
 林野庁 四国森林管理局 計画課
 林野庁 九州森林管理局 計画課

【工業用水関係】(9箇所)

経済産業省 北海道経済産業局 産業部 産業立地室
 経済産業省 東北経済産業局 産業部 産業振興課
 経済産業省 関東経済産業局 地域経済部 企業立地支援課
 経済産業省 中部経済産業局 地域経済部 地域振興課
 経済産業省 近畿経済産業局 産業部 産業振興室
 経済産業省 中国経済産業局 産業部 産業振興課
 経済産業省 四国経済産業局 産業部 産業振興課
 経済産業省 九州経済産業局 産業部 産業課
 経済産業省 沖縄総合事務局 経済産業部 企画振興課

【河川関係】(10箇所)

国土交通省 北海道開発局 建設部 河川計画課
 国土交通省 東北地方整備局 河川部 河川計画課
 国土交通省 関東地方整備局 河川部 河川計画課
 国土交通省 北陸地方整備局 河川部 河川計画課

国土交通省 中部地方整備局 河川部 河川計画課
国土交通省 近畿地方整備局 河川部 河川計画課
国土交通省 中国地方整備局 河川部 河川計画課
国土交通省 四国地方整備局 河川部 河川計画課
国土交通省 九州地方整備局 河川部 河川計画課
国土交通省 沖縄総合事務局 開発建設部 河川課

【下水道関係】(10箇所)

国土交通省 北海道開発局 事業振興部 都市住宅課
国土交通省 東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課
国土交通省 関東地方整備局 建政部 都市整備課
国土交通省 北陸地方整備局 建政部 都市・住宅整備課
国土交通省 中部地方整備局 建政部 都市整備課
国土交通省 近畿地方整備局 建政部 都市整備課
国土交通省 中国地方整備局 建政部 住宅・都市整備課
国土交通省 四国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課
国土交通省 九州地方整備局 建政部 都市・住宅整備課
国土交通省 沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課

【環境関係】(6箇所)

環境省 北海道地方環境事務所 総務課
環境省 東北地方環境事務所 総務課
環境省 関東地方環境事務所 総務課
環境省 近畿地方環境事務所 総務課
環境省 中国四国地方環境事務所 総務課
環境省 九州地方環境事務所 総務課

※ なお、水道関係については、厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部 水道課より、大臣認可及び知事認可の事業者に対しモデル調査実施団体を募集。

平成28年度 先進的な流域マネジメントに関するモデル調査応募要領

平成28年9月6日
内閣官房水循環政策本部事務局

「水循環基本法」(平成26年法律第16号)に基づき、水循環施策の取り組みを効果的に推進するために、当内閣官房水循環政策本部事務局(以下「水循環事務局」という。)では、平成28年度、先進的な流域マネジメント*を実施している団体を選定し、その活動を支援すると共に、他の流域にとって参考となる取り組み事例の収集、分析、整理を行うモデル活動の調査を実施することとしました。

つきましては、下記の要領により本調査に協力して頂ける団体を募集します。

*流域マネジメント

森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸地域等において、人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を良好な状態に保つ、又は改善するため、様々な取り組みを通じ、流域において関係する行政などの公的機関、事業者、団体、住民等がそれぞれ連携して活動すること。

記

1. 応募期間

平成28年9月6日(火)～平成28年9月26日(月)

2. 応募要件

1) 対象団体 他の流域にとって参考となる次のような活動を行っている、もしくは行う予定の協議会等の団体

① 水の貯留・涵養機能の維持向上をはじめ、水資源の保全に関して多様な主体が連携した取り組み

② 地域の関係者と協力した水循環に関する普及啓発、広報、情報発信の推進

これらの団体の活動から、特に連携の円滑化方策、資金確保方策、地域的広がりに発展させる方法、継続性のある取り組みにする方法のような活動へのヒントが抽出できることを期待しています。

2) 調査件数 2団体程度

3) 調査期間 平成28年度10月中旬～平成29年3月下旬

4) 応募方法 別添様式に必要事項を記入の上、期限までにご提出ください。
(現在策定されている水循環に関する計画があれば添付、もしくはURLを様式に記載ください。)

5) 応募資格者 協議会等の団体に属している公的機関[地方公共団体(都道府県、市町村、特別区)、国の地方支分部局]とします。

6) 提出・お問い合わせ先

内閣官房水循環政策本部事務局 正木、東郷、石黒

TEL: 03-5253-8389(直通)

E-mail: masaki-t2cz アットマーク mlit.go.jp

togo-t249 アットマーク mlit.go.jp

ishiguro-j2ui アットマーク mlit.go.jp

(メール送信の際には「アットマーク」を「@」にしてください)

(参考)

1. 選定手順（予定）

・応募が多数の場合は、ご提出いただいた応募書類等を基に調査対象とする協議会等を選定します。この際、水循環事務局が活動テーマとの適合性、実現可能性、他の流域にとって参考となる取り組み※等を総合的に勘案して行います。

※他の流域にとって参考となる取り組み例

協議会参画メンバーの連携を円滑にさせる方策

活動のための資金確保方策

民間団体も含めた地域的広がりに発展させる方法

継続性のある取り組みにする方法

流域住民が主体的に取り組むための方法 等

・応募書類等の内容について水循環事務局から確認させて頂く場合があります。

・審査終了後、できるだけ速やかに全ての応募者に対して審査結果をご連絡します。
結果は全応募者に通知します。

2. モデル調査における主な支援内容(案)

a 水循環事務局が実施に必要な業務を民間企業に委託します。調査対象とする団体への支援内容は、以下を想定しています。

① 流域水循環計画の策定に必要なデータ整理

② 有識者へのヒアリングの実施（もしくは委員会）に関する支援（有識者旅費・謝金、委員会開催支援、会場設営、資料作成支援、資料印刷、など）

③ 流域水循環計画の素案検討 など

b 他の流域における活動の参考として紹介するため、収集した活動関連情報を整理、公表します。なお、公表にあたっての情報の取扱いは、事前に十分に相談・調整させていただきます。

以上